



健康に過ごすためには、適度な運動が必要です(8/2 生き生き学級より)

10月 から

医療

国民健康保険と 老人保健制度の一部が変わります

問い合わせ先 町税務町民課 TEL62-2112

医療制度改革法案成立により、平成18年10月から国民健康保険(国保)と老人保健の制度が一部変わります。今月号では、改正された内容についてお知らせいたします。

70歳以上の人はここが変わります

現役並み所得者の窓口負担が3割に変わります
現在、70歳以上の人は老人医療受給者が、病院などで支払う窓口負担は、医療費

表1
70歳以上の人は老人医療受給者が病院などで支払う医療費の窓口負担は...

平成18年9月30日まで	
所得区分	窓口負担割合
現役並み所得者	2割
一般	1割

総額の1割(現役並み所得者は2割)となっております。この負担割合が、制度改正により、平成18年10月から、現役並み所得者に限り3割に引き上げられます。(表1参照)

平成18年10月1日から	
所得区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一般	1割

現役並み所得者と判定される人は?

現役並み所得者とは、本人の課税所得(各種控除後)が145万円以上ある人です。また、その人と同じ世帯にいる70歳以上の人は老人医療受給者も、現役並み所得者とみなされます。ただし、その世帯に70歳以上の人が2人以上いる場合、収入の合計が520万円未満(1人だけの場合は383万円未満)であれば、申請により1割負担となります。

表2
70歳以上の人の高額療養(医療)費の自己負担限度額(月額)

平成18年9月30日まで		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ ¹		24,600円
低所得Ⅰ ²	8,000円	15,000円

高額療養(医療)費の自己負担限度額が変わります

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請を認められると、高額療養(医療)費として支給されます。この自己負担限度額が、10月から低所得者世帯を除いて、一部引き上げられます(表2参照)。なお、公的年金等控除の見直しで、所得区分が「現役並み所得者」となった人には、自己負担限度額を「一般」のままとする経過措置がとられることがあります。

平成18年10月1日から		
所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ ¹		24,600円
低所得Ⅰ ²	8,000円	15,000円

¹ 同一世帯の全員が町民税非課税の人
² 同一世帯の全員が町民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる人

療養病床入院者の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の(長期入院患者)は、これまで月額で食料費相当の2万4千円を自己負担していました。

10月からは、介護保険との負担の均衡を図るために、月額で食費4万2千円+居住費1万円を負担することになります。なお、所得の低い人は負担が軽減されます(表3参照)。

表3 療養病床入院者の食費・居住費(月額)

平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
食料費相当を負担	24,000円	食費	42,000円
		居住費	10,000円

所得の低い人は負担が軽減されます。

町民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

人工呼吸器、せき随損傷、難病等の入院医療の必要性が高い人は、現行どおり24,000円の負担です。

70歳未満の人はここが変わります

国保の高額療養費の自己負担限度額が変わります

国保加入者の1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請をして認められると、超えた分が高額療養費として支給されます。この自己負担限度額が、10月から町民税非課税世帯を除いて、一部引き上げられます(表4参照)。

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要のある特定疾病の場合、1か月の自己負担限度額は1万円までとなっていました。10月からは、慢性腎不全で人工透析を要する患者のうち、上位所得者(表4の1参照)に限り、限度額が2万円に引き上げられます。

表4 70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額(月額)

平成18年9月30日まで		
所得区分	3回目まで	4回目以降 ³
上位所得者 ¹	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算	40,200円
町民税非課税世帯 ²	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から		
所得区分	3回目まで	4回目以降 ³
上位所得者 ¹	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算	44,400円
町民税非課税世帯 ²	35,400円	24,600円

¹ 同じ世帯の全ての国保加入者の基礎控除後の所得合計額が670万円(平成18年10月からは600万円)を超える世帯
² 同じ世帯の世帯主と全ての国保加入者が、町民税非課税の世帯
³ 過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

間もなく保険証の更新時期です

現在交付されている国民健康保険証の有効期限が、9月30日(土)までとなっています。新しい保険証を、9月末に郵送いたしますので、保険証が届きましたら記載内容を必ず確認してください。なお、お手数でも古い保険証は役場税務町民課へお返しください。また、家族に次のような異動があった場合は、速やかに町税務町民課で異動手続きをしてください。
転入、転出の手続きをするとき
職場の健康保険に加入、または脱退したとき など

